

3 卒業に要する最低修得単位数

①学校教育課程における卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりとする。

区 分	課 程	学 校 教 育 課 程													
		幼小発達教育コース		障害児教育コース		言語教育コース 国語教育系 英語教育系		生活社会教育コース				科学教育コース		芸術身体教育コース	
						社会科教育系	家政教育系	数学教育系 技術教育系	理科教育系	音楽教育系 美術教育系	保健体育系				
全学共通教育科目	人間形成科目部門	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	語学教育科目部門	英語	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
		未習外国語	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	教養教育科目部門(注1)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	自発的教養科目部門	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	選択科目(全学共通教育科目)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
専門科目	学部共通基礎科目	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	ブリッジ科目	8	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
	課程共通専門科目	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
	課程専門教職科目	29・23	26	31・29	31・29	96・102	31・29	94・102	31・29	94・10	31・29	23	94・10	31・29	
	コース専門科目														
	専門に関する科目(注2)	18・24	26	10・26	12・26	10・26	10・26	10・26	10・26	12・26	10・26	10・26	12・28	10・26	
小学校の教科に関する科目	10	10	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4	10・4		
卒業論文	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
選択科目(全学共通教育科目・専門科目)	4	1	10・2	8・2	10・2	10・2	10・2	10・2	10・4	10・2	8・0	8・0	8・0		
総 単 位 数													136		

(注1) 日本国憲法(2単位)必須

(注2) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

(注3) 課程専門教職科目・コース専門科目・選択科目欄において、左は「小1種・中2種」又は「小1種・幼2種」の免許を取得する者、右は「中1種・小2種」又は「幼1種・小2種」の免許を取得する者の単位数。また、合計欄において上は「小1種・中2種」の免許を取得する者、下は「中1種・小2種」の免許を取得する者の単位数となる。

(注4) 全学共通教育科目の詳細については、「全学共通教育科目履修案内」を参照すること。

(注5) 専門科目の詳細については、教育人間科学部履修規程の別表第1表から第7表を参照すること。

②生涯学習課程における卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりとする。

区分		課程	生涯学習課程
全学 共通 教育 科目	人間形成科目部門		4
	語学教 育科目 部門	英語	6
		未習外国語	4
		英語・未習外国語	2
	教養教育科目部門		10
	自発的教養科目部門		
	選択科目（全学共通教育科目）		6
専 門 科 目	学部共通基礎科目		6
	ブリッジ科目		20
	課程共通専門科目		20
	コース専門科目		40
	卒業論文		4
選択科目（全学共通教育科目・専門科目）		14	
総 単 位 数			136

（注6） 教育職員免許状を取得する者は日本国憲法（2単位）を必須とする。

（注7） 全学共通教育科目の詳細については、「全学共通教育科目履修案内」を参照すること。

（注8） 専門科目の詳細については、教育人間科学部履修規程の別表第1表から第17表を参照すること。